

新潟県条例第21号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（法人の県民税の不均一課税） 第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>令和10年3月31日</u>までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和10年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。 （事業税の不均一課税） 第3条 知事は、同意日から<u>令和10年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げ	（法人の県民税の不均一課税） 第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>令和7年3月31日</u>までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。 （事業税の不均一課税） 第3条 知事は、同意日から<u>令和7年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げ

る者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和10年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

3～5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

る者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和7年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3～5 (略)